

手続案内（産業技術課）

部局名	所属名
産業労働部	産業技術課
手続名	
適正計量管理事業所の指定	
根拠法令	
計量法	
条項	
第127条第1項	
手続対象者	
適正計量管理事業所の指定を受けようとする方	
提出先	
計量検定所	
提出時期	
適正計量管理事業所の指定を受けようとするとき	
提出書類	
① 指定申請書 ② 指定検査申請書（福井市内の事業所除く） ③ 登記簿謄本または住民票謄本 ④ 計量士登録証の写し	
手数料	
指定手数料 2,550円 検査手数料 7,400円（福井市内の事業所除く）	
審査基準	
計量法第128条 指定申請書の作成について（施行規則第72条関係）（全国計量行政会議（平成28年3月）） 法第128条第2号の規定に基づく適正計量管理事業所の指定の基準について（施行規則第75条第3項関係）（全国計量行政会議（平成28年3月））	
標準処理期間	
15日	
相談窓口	
計量検定所	
備考	
福井市内の事業所の検査は、福井市役所が行う	